

午前 9時57分 開 議

○委員長（小野徳重君） おはようございます。定刻前でありますけれども、皆さんおそろいなので、これより予算審査特別委員会を再開いたします。

現在の出席委員は14名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。

本日は、議第3号から議第10号までの計8件の審査を行います。

なお、採決及び意見の聴取についても議案ごとに行います。

それでは、議第3号 平成31年度胎内市国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。

初めに、歳出全般について質疑を行います。ご質疑願います。

羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 国保の医療費について県平均よりも高いですと広報に出たのですが、私も、昔は安かったのですが、県平均より、ええ、そうなのと思って調べてみたら、平成21年から高くなっているのです。昔働いていたときは県平均を下回っていましたので、それから病院が建ったわけでもないのですけれども、それをどうして胎内市は高いというふうに、何か担当者として考えていらっしゃることはありますか。わかる範囲で教えてください。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

平成29年度の医療費を私どものほうで分析しております。入院、外来で分けて見てみますと、入院では一番多いのが統合失調症になってございます。医療費が1億5,400万円で、レセプト1件当たりが42万4,000円とかなり高額な疾病となっております。県の平均と比較しますと、受診率といいますが、1,000人当たりのレセプト数が、県の平均でいくと1,000人当たり3.21という数字が出ていますが、胎内市の場合は4.180ということで、県平均をかなり上回っている状況でございます。また、慢性腎不全、こちらのほうも県の平均と比べると受診率が高目になってございます。こちら1件当たり83万7,000円というかなり高額な疾病でございます。外来で見てみますと、一番多いのがやはり糖尿病でございまして、医療費が1億3,200万円擁してございます。これは、外来の中の全体の9%を占めてございます。こちら県平均と比べると受診率が高くなっているという状況でございます。以下高血圧症、脂質異常、そして慢性腎不全というふうに、生活習慣病の占める割合というのが胎内市の場合多くなっているのかなというところが見てとれます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 今の話の続きですけれども、やはり加入者の高齢化率のようなものも関係

するのではないかというふうな印象を持って聞いたのですけれども、そういう視点で見ると新潟県全体ではどんなイメージですか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 傾向としては、やはり高齢化になってはいると思います。ただ、後期高齢者のほうに移行するということもありますので、その前の前期高齢者の数というのが多くなっていると見受けられます。胎内市の場合、平均年齢のほうが平成29年3月末時点で見ますと56歳ではあるのですが、平成30年3月末時点になりますと56.6歳ということで、年々1歳程度ずつ増えているような傾向にあります。また、年齢の構成比を見てみましても、65歳以上を見ると57%くらいの方が加入されていると、構成割合が高いということでございます。ということで、高齢化もそれにあわせて医療費の、生活習慣病もそうでございますが、それにあわせて比例しているのかなというところは見てとれるかと思います。

〔「県平均」と呼ぶ者あり〕

○市民生活課長（須貝 実君） 県平均は、ちょっと今データがないので、申しわけございません。

○委員長（小野徳重君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 国保の加入者は胎内市で、この間聞いたのですけれども、6,692人だということなのですけれども、去年なのか、ことしなのか忘れましたが、何も1年間医療費がかからなかった人に粗品というか、顕彰というかをやったのですけれども、その人は一定の年齢の枠でとどめているのですけれども、若い人も含めてどのぐらい本当はいるのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） インセンティブ事業をするに当たり、過去1年間医療にかかっていない人がどのぐらいいるかというところを調べてございます。全体で558名おりました。医療機関にかかっていない人が558名ございました。その年代別で見ますと、10代の方が24名、4.3%の方、20代が41名、30代が71名、40代が92名、50代が88名、60代が189名、70代が53名と、年代が増えるごとに医療機関を受診していない人というのが増えているような傾向がありますが、年代別だとそのような状況でございました。

○委員長（小野徳重君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） もう一回改めてインセンティブ事業の対象者の条件というのを教えてください。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 対象者の条件でございますが、今年度につきましては、平成29年4月から平成30年の3月31日まで1年を通して被保険者であった方、また同じくその同じ年、29年4月1日から30年3月末まで特定健診、人間ドック、脳ドック、がん検診のいずれかを受診した方、また同じ年のくくりの中で一度も医療機関を受診しなかった方、そして国民健康保険税の滞

納がなかった方ということで条件を付してございます。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） それに関連してですけれども、233ページに健康奨励記念品というのが載っていますけれども、去年は100万円予算に上げていたのですが、ことし60万円なのですけれども、去年は何人でしたか、市報にも出たのでしたけれども、済みません。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 健康奨励記念品を贈呈した方は88名おりました。

○委員長（小野徳重君） 坂上委員。

○委員（坂上清一君） その記念品は、どういうあれなのですか、品物とか、やる規定も何かあるのですか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 対象者の条件は定めておりますけれども、記念品の中身は特に定めてはございません。ことし贈呈したものは、米粉の商品ということで、米粉のお菓子の詰め合わせということで、これは商工会さんのほうにお願いして、どういったものがあるのかなということで相談した上で、胎内市の特産品でもある米粉関連がいいのかなということで選ばせていただきました。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 坂上委員。

○委員（坂上清一君） どういう規定で。対象はどういう対象。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 対象なのですが、1年間医療機関にかからなくて、かつ受診、検診だとか、そういったご自身で健康に注意されている方、健康づくりに取り組んでいる方ということで、客観的なところを数字、私どもデータ求めるために検診を受診している方ということで選ばせていただきました。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 同じく233ページですけれども、人間ドックを受けられた、2,530万円となっていますけれども、去年何人受けられたか。あと特定健康診査負担金もありますが、特定検診は何人受けられたか、総数をお示してください。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 29年度で申しますと、人間ドックが996名受診してございました。特定検診につきましては、これも29年度確定でございますけれども、対象者5,257名中、受診者が2,371人、受診率が45.8%というような状況でございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 人間ドックの受診者数というのは減る傾向にあるようなお話も聞こえるのですけれども、実際はどのようなのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 平成28年度が1,023名でございまして、29年度が996名ということで、ここは減少してございます。ただ、平成30年度を見ますと、現在1,020人を見込んでいるということで、本年度については増えるのかなというふうには見ております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市民生活課長（須貝 実君） 28年度の受診率が14.9%、29年度が14.9%、30年度見込みでいうと15.2%ということで、率的にはちょっと増加傾向かなというところでございます。

○委員長（小野徳重君） 坂上委員。

○委員（坂上清一君） ぶり返して済みませんが、さっきの奨励記念品、事業見直し対象にはなかったのですか。健康顕彰と、長寿顕彰と何ら変わらないようなイメージですけれども。

○委員長（小野徳重君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 質問のご趣旨がちょっとわかりづらかったところがあるのですけれども、インセンティブ事業に関してですよね、お尋ねの部分は。

〔「日本語で言わない」と呼ぶ者あり〕

○市長（井畑明彦君） 事業名は何にしましょうか、奨励事業にしましょうか。要は今年度から初めてスタートした事業なのです、30年度から。なぜそういうふうにしたかという、やはり健康に関心を持ってもらって、みずから医者要らずの生活が実践できた。その方々にささやかだけれども、皆様にお知らせした上でお祝いというか、頑張りましたという奨励のお品をお渡ししようという事業なのです。したがって、長寿顕彰とかは全然関係性はそこに生じていないのですけれども、先ほど申しましたように、我慢して、我慢して医者行かなくてどこか悪くなったなんていうと大変なのですけれども、そういう意味で一応健康診査とか受けている方、そして一定年齢で医者要らずの方々にそれをお贈りして、ああ、医者要らずで大変よい、健康長寿につなげていけるような、そういったことを狙っているものなのです。多くの方々に知っていただいて、多くの方々がみずからの健康管理、健康増進に励んでいただけるよう、そしてひいてはそれが広がって健康長寿につながっていくようにという趣旨で進めている事業でございますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 前に、国保に入っていられる方は、高齢者のひとり暮らしの世帯が結構多いとかお聞きしましたがけれども、年齢的に19歳以下、あと20歳から59歳までの方、あと60歳以上の方は何人ぐらい国保に入っていられるとか、教えていただけますか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） こちらは、31年2月末時点の直近の数字で申し上げます。19歳以下が491名、割合的にいうと7.5%を占めてございます。20歳から59歳以下が1,790名、構成割合としては27.2%、60歳以上が4,294名で、構成比としては65.3%というような状況でございます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 国保の運営協議会でちょっとお聞きしたいのだけれども、例えば国保の保険料の一部改正とか、その都度ごとに諮問、答申みたいな形で運営協議会というのは開催されているのだろうか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 現在運営協議会は、年2回開催してございまして、まずは決算の時期、そして当初予算の時期という2回開催してございます。その際に条例改正があったりなどすると、説明をして、このとおりでいいかというような諮問、答申といたしますか、お聞きしてご意見を求めているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 今回もありましたよね、条例改正。今回は、もちろん開催されたと思うのですが、実際国保も県で統合されたりというふうな感じで、協議会の場ではどういった議論というのが今回の料金改定でされたのか、その内容をもし差し支えなければお聞きしたいのですが。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） このたび、さきに運営協議会を開催しまして、保険税率の改正について議題になりました。その際には、今の置かれている状況、県の状況であるとか、そういうところ説明をしたのですが、まず被保険者が減少しているということ、そして1人当たりの医療費が増加していますということ、あとは介護の2号被保険者の介護保険料も増加傾向にあるというような説明をさせていただきました。その上で、県から標準税率が示されたわけですが、平成30年度決算で見込まれます余剰財源を充てることで、できるだけ税率を抑制したいのだということを説明をいたしました。委員からは、その説明で納得していただきまして、特段異論なく承認されたというような状況でございました。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） そうすると、特に諮問、答申という形はとらないで、意見を聞いて了承してもらったという。例えばそういった中で、市民の皆さんに直結するわけだよね、国保の料金改定なんていうと。議会でもさまざま議論はあったりするのだけれども、運営協議会の中でもやはりそういう議論というのは、ただ、はい、わかりました、了承しましたという形なのか。今後

の国保のあり方について、例えばこういうことを力を入れてやったほうがいいのか、いろんな現在の滞納の問題だとか、そういう議論というのはあまり出ないものですか。はい、わかりましたで終わるでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 当協議会には、私も最初から終わりまで出ておまして、ただいま課長のほうから説明申し上げましたけれども、やはり保険税負担の問題というのはかなり皆様の関心が高いので、丁寧に説明を申し上げ、そしてご理解をいただくと。条例事項になってきますので、当然最終的には議員の皆様、議会議決によって定まっていくのですけれども、その前段においていろいろこういう背景があつてこういうふうになっているのかと。それを下げていく、例えば保険税率を定める前提となる医療費を減じていく方策について何かあるのだろうか。ですから、先ほど皆様からご質問、ご意見等頂戴したインセンティブ事業についても、それはどういう成果があつたのだろうか、どういうふうな今後の進め方があつたらいいのかと。そのほかに、ジェネリックの問題等もあるわけでございます。そんなに大きな効果はないのだけれども、ジェネリックをさらに拡充して、知ってもらって、ジェネリックの利用割合を高めていくためにどうあつたらいいのかと、そういうご意見も頂戴しました。構成メンバーが医師、歯科医師、それから国保の関係の方々が多い、個人の商工業の方々、その方々の代表ということで商工会の会長さん、それから農業者の方も多いので、農協の組合長、そういう方々にも入っていただいた中で、いわゆる負担する側、そして健康増進を図る側、まさに負担と給付の関係の両面からさまざまなご意見を頂戴して、かなり活発な、いい意見交換ができていくというふうに捉えてございます。

以上でございます。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 医療費を何とか、せめて県平均並みにまで下げるとかということについて、どんなふうに手だてを考えられますか。私もこの前人間ドックで乳がん見つけてもらって本当に助かったし、医療費は50万円なのに私の自己負担8万円でいいという高額医療、これだったら国保が大変になるのだなと感じるのだけれども、でも早期に見つけたから、まだ金額少なかった、全体から見ればそれほど問題ではなかったのかもしれないけれども、どう対策を立てていけばいいのか、考えていらっしゃることを教えてください。

○委員長（小野徳重君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 細かい部分は担当から説明いたしますけれども、医療の高度化といたところは、胎内市だけではなくて、ほかのところでも共通で、胎内市に固有の医療費削減であるかというのなかなか難しい要素があると思っておりますけれども、1つここ何年かの間で私たちがいよいよ考えていかなければいけないのは、いきなりではないのですが、終末期医療のあり方等々についても思いをめぐらしていく必要があるだろうと。そういう問題提起をさせていた

だこうというのが、細かな部分はさておき、とても大きな要因になってきてはいないだろうかというふうに捉えております。

そして、これが医療の部分でもとても大きなテーマになっているのですが、かつて終末期医療という言い方、これを自己選択によってどういうふうに、どんどん変わっていてもいいのですが、例えば胃ろうの治療は望まない。どのあたりまでそれが肯定されるのかどうかということがありますけれども、そのあたり掘り下げて考えていって、患者さんになられた方、本人、ご家族の方々の意思をお酌みしながら、そしてどういうふうな終末期医療、ケア、そういうふうにしていったらいいかを考えつつ、もちろん医療費を低減させるということが先にあるわけではないのですけれども、その人の望む人生のありようについていろいろ問いながら、そしてそれが副次的な効果として医療費削減につながるというようなことであるならば、積極的に議論していく必要があるだろう。1つは、やはりふだんからの健康づくり、心身ともに健康であるということはどういうふうに実践として高めていけるか、そのように問題意識を持っているところでございます。詳細は、何かありましたら担当から申します。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） その他の対策といたしますか、今年度国保連において、医療分析データと特定検診のデータのマッチングできるシステムというのが構築されました。それを受けまして、特定検診のデータと医療機関とのデータから照合したり、また将来的にその検診データから重症化が懸念されるような数値をあらわしている人に対して、医療機関のほうに受診を促したり、また本当に受診しているかどうかということもマッチングしていきますけれども、またさらに重症化が懸念される方にはCKD対策と申しませうか、それを医療機関と連携を深めていくこともまた必要だろうと考えてございます。また、そのほかには重複受診者、同じ疾病なのに複数の医療機関にかかっているとか、同じ疾病で同じ地区でその医療機関から同じような薬をもらっているとか、そういったところもデータを集約して、それぞれ個別に訪問指導なりで指導なり、また助言なりができればなというふうには考えてございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 先ほど出ましたけれども、ジェネリックの普及率とその差額はどのぐらいあるのか。また、それを推進するにはどのような対策をとっているのかお伺いします。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） ジェネリックのシェア率といたしますか、率でございますが、一番新しくデータ集約されているのは平成30年11月ということで、今71.7%になってございます。平成30年の4月当初は67.2%ですので、それは徐々に増えているのかなというふうに捉えてございます。また、ジェネリックによってどのぐらい効果がある、差額分というのが、そのデータがな

なかなか集約できなくて、確実なところはつかみ切れてはおりません。これも国保連に直接聞いてもやはりわからなかったところではあるのですが、大体のところ逆算していくと、およそ一月で、今胎内市に置かれているところとして1,000万円ぐらいの効果があるのではないかというふうに捉えてございます。また、ジェネリックにおいても、同じジェネリックのものでもメーカーによって高い価格であるとか、低い価格であるとか、いろいろ種類があるようで、なかなか捉え切れないというのはその部分もあります。

また、ジェネリックに対して、これも国保運営協議会の中で薬剤師の先生もメンバーに入っております。いろいろ議論させていただきました。今は、処方箋にジェネリックへの変更が可能なかどうかというところの記載ができるようになってございます。それが可能なのであれば、薬剤師の先生方は必ず患者に意向を確認して、ジェネリックを推奨しているというような取り組みもしていただいているというところでございます。その効果もあってだんだんシェア率も上がっているのではないかというふうな意見がありました。

以上です。

○委員長（小野徳重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で歳出の質疑を打ち切ります。

次に、歳入全般、一時借入金及び歳出予算の流用について質疑を行います。ご質疑願います。
渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） 209ページ、歳入の県の支出金が2億5,700万円減額しているのだけれども、大きな要因というのを教えてください。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 胎内市が歳出として負担します医療に係る保険給付費につきましては、全て県からいただく県支出金で賄うことになってございます。今年度につきましては、保険給付費が減額になっている分、県からの支出金が減っているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） ちょっと意味が難しく理解しにくいのですがけれども、先ほど来も話が出ていましたけれども、30年度の県下30市町村の納付金大きい市だからといって、財政力があって保険の料金も低いとか、あるいは小さい規模だからといって高くなるかということでもなくて、極端な話、胎内市は30年度で10万9,558円、妙高市が大体胎内市と同規模くらいかなと思うのですがけれども、9万6,152円、隣の関川村で9万4,733円と、こういうふうにあるのですけれども、小さい人口規模のところであっても、納付金額が低く抑えられているところの違いというのはどういふふうに捉えていますでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 県の納付金の算出に当たりましては、ごく簡単に説明しますと、県全体の保険給付費を県がまず見込みます。そこに交付される公費を差し引きます。その後市町村の所得水準、そして医療費水準を勘案して市町村ごとに振り分けるというような作業になるわけです。同規模であっても医療費水準が高いところは納付金が高くなりますし、低い場合はその分低いというような案分されるわけです。それが医療費水準と所得水準それぞれに行ってということになりますので、人口数が大きい市町村、小さい市町村それぞれで計算をして算出されるということになりますので、大きい、小さいにかかわらず1人当たりどのくらいなのかなということを計算するというようになってございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 渡辺栄六委員。

○委員（渡辺栄六君） 30年度に県に移管されて国から3,400億円移管支援あって、そういう制度になっているけれども、これは単年度だけなのでしょうけれども、今回の条例改正で胎内市も3,500円でしたか、値上りを予定しているわけですが、県に移管して何がどういふふうに変ったかというのがいまいち具体的に見えない部分があると私は感じています。委員会で私も課長に質問したときに、基盤強化が進みつつあるというふうにおっしゃっておられましたけれども、どういう点が強化されて進みつつあるのかお願いしたいと思います。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） まず、3,400億円の公費というお話がありましたが、こちらのほうは単年度限りではなくて、31年度におきましても同じく3,400億円の公費が投入されてございます。私ども市もそうでございますが、他の自治体でも3,400億円は後年度においても確保されるようにという要望は全国市町村会でも同じように出してございますので、これはまた政府の今後の動向というのは注視していかなければならない部分だとは思いますが。

また、県が保険者になることによってどのようなというご質問でございましたが、まず医療費を見ても、例えば2月、3月あたりの医療費というのは、かなり高額になってきたりとかします。私ども単独の市町村で予算を計上しているときには、仮に医療費が足りなくなった場合は補正予算の時期があれば補正予算になるのでしょうけれども、その時期がなければ以前もありましたが、繰り上げ充用ということで翌年度の予算を使って何とか運営するというような、そんなこともしたこともございます。ただ、県が保険者になることによって、先ほども言いましたが、医療費の負担は県が全て県全体の財布の中で見ますので、その相当分は胎内市のほうに支出金というか、歳入としていただけることになってございます。その点は、医療費に対する支出というところでは、財政的にも安定的に患者さんに対する保険給付ができるというような財政基盤は整ってございます。また、保険料につきましても、先ほど3,400億円が投じられていると

いうこともあって、平成29年度に比較しても、今は30年度と29年度の比較では1万円ほど保険料を下げる事ができてございます。これは、3,400億円の公費というところの恩恵があるわけです。これを今年度も堅持されればその分の恩恵はあるのですが、それもなかなか医療費がどんどん、どんどん伸びていることによって、まだ29年度のベースまではとどいてはいませんが、いずれ29年度までのところにおいてしまうのではないかなというふうな懸念は持っております。ちょっと補足的な部分を含めましたが、それが財政基盤が強化されているというところの大きな部分ではないかなとは思っています。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） わかりました。国からの移管支援の恩恵はしっかり受けて、それなりの市の国保料は上げざるを得ないけれども、それでも支援を受けての効果があるということだと思います。将来的に県単位で標準化して、保険料の統一化を目標にしているわけです。これは、何年計画とか、今の情勢からすれば、被保険者が少なくなって、医療が高度化して、医療費がどんどん上がっていく、この進み方というのはそんなに歯どめがすぐにきくようには思えませんけれども、県に移管して、そして保険料の統一化というのはどのように見ていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 保険料統一につきましては、将来的には統一を視野に継続して議論を行うという方針をまず県全体として示しているところでございます。他県で申しますと、北海道、奈良県などは平成36年度までに統一というような意向を示しているところもございます。ただ、新潟県につきましては、今本当に議論をしている最中でありまして、これも以前にも申し上げたことがあるのですが、まず医療費水準が高いところと低いところの差が1.7倍もあるというところがまず1つ懸念されるところです。医療費水準が低いところの市町村は、保険料が統一されることによって、現在の保険料が上がるというような懸念をしている。実際に計算するとそのようになってしまうというところで、医療費水準が低い市町村は統一に向けて少し足踏みが鈍っているというような状況ではございます。

また、それ以外にも、私ども人間ドックであるとか、また健康インセンティブ事業などの保健事業に取り組んでいるわけですが、その取り組みも各市町村で格差がございまして、それが保険料にどう反映されていくのかと。保険料統一に向けてそういった保健事業へのインセンティブ、市町村が行う保健事業のインセンティブはどうなるのだろうというような議論も実際されてございます。ということで、まだなかなか議論が落ちついてはいません。今年度平成30年度につきましては、議論を進めるための資料作成というところが県が取り組んでいるところではございます。また、これは31年度以降につきましても、継続的に議論を進めていくというような状況になります。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 条例改正で1人当たり3,500円ということになりましたが、新年度予算の中にはそれが反映されているのですか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 新しい税率に基づいて新年度予算を編成してございます。

○委員長（小野徳重君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 212ページの国保税ですけれども、前年度と比べると若干下がっているわけですが、値上げを想定したとしても前年度を下回るというのは、所得が全体的に下がっているのか、それとも人数が減っている、世帯数が減っている、そういうところから1,300万円前年度よりも下がるというふうに見たらいいですか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） 所得の見込みも立てた上ではございますけれども、今のところ被保険者の数が前年度当初予算に比べて136人ほど減るのではないかというふうに見込んでございます。その被保険者に新しい税率を掛けて、そういうふうな形で試算しているものでございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 条例改正のときにも指摘したのですけれども、今年度は基金が186万円しかないのに9,200円引き下げました、頑張りましたということなのですけれども、にもかかわらず今年度1億円を超える基金を積み増ししました、しかし来年度は3,500円上げますよというのは、私は納得いかないということを再三一般質問でも指摘しました。それで、ではどうしたら下げられるかという話ですけれども、例えば222ページの繰越金、これ一般質問でも言いましたけれども、前年度と比べて2,100万円アップしているではないですか。私は、加入者で割り返せば約2,200万あれば3,500円引き上げる必要ないではないかということ指摘しました。この繰越金見ただけでも何で前年度より多く繰り越す予算化をしているのか、なぜ上げないで済むのにこんなにいっぱい繰り越しを見込むのかということについてはどういうふう考えていますか。

○委員長（小野徳重君） 須貝市民生活課長。

○市民生活課長（須貝 実君） お答えいたします。

まず、基金も1億円を超えてございます。その超えた理由というのも委員会で申し上げましたが、前年度以前からの精算分が29年度にあったということで、29年度さらに繰越金が1億8,500万円に上るのだということが大きかったということでございます。29年度からの大きな繰越金を基金に丸々積んだのではなくて、それを一部予備費のほうに充ててございます。予備費部分が4,400万円ほど予備費を見てございまして、それは平成30年度の決算の見込みから予備費は使わな

くてもいい状況にあります。そこで、その分を4,400万円相当分を平成31年度の繰越金で3,100万円、そして同じく歳出の予備費に1,000万円を計上したというようなところでございます。

また、保険料の部分でございますが、繰越金の増額分2,100万円ほど昨年度の予算と比較して増やしてございますが、この2,100万円を歳入として見ることによって保険料の上昇を抑えたということでございます。この2,100万円を充てなければ、1人当たり7,440円ほど上げざるを得ない状況ではあったのですが、それを繰越金2,100万円を充当することによって、1人当たり3,516円という上げ幅にはなりましたが、抑制が図られたというようなことでございます。よろしくお願ひします。

○委員長（小野徳重君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 前年度は、その前の年度5,000万円見込んでいたのを繰越金1,000万円に抑えていましたよね。それだって上げないようにするためだったのではないですか。そういう意味ではないか。逆か。どちらにしても、基金が1億円以上あるのに3,500円くらいのことで……ことごとく言ってみても加入者にしてみれば大きな保険税なのですからけれども、どういふお金であれ、払い過ぎた保険税を戻せというのは、加入者として当然の権利なのですからけれども、その辺のことについては私はやはり合点がいかなくて、2,200万円あれば下げられるということに私はどうしてもすべきだという主張ですからけれども、市民に納得できるような話というのはどういふふうにされます。

○委員長（小野徳重君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 大枠については私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、皆様方にお手元に資料がないかもしれませんが、実は平成30年度ことしのいろいろ皆様方からご指摘いただいている、1人当たり平均保険税額というのが、委員もご指摘の10万247円ということなのです。そして、3,000円相当31年度に上がる。そして、渡辺栄六委員のほうからありました3,400億円の投入はどうなっているのだといったところに関係してくるのですけれども、実は平成29年度、今年度の前の年幾らだったというと、11万1,600円なのです。すなわち、ことし対前年で3,000円上がるけれども、平成30年度においては3,400億円の関係性がありまして、1万何がしか下げているのです。実質上がっている分がどのぐらいかと。これまでの29年度等から見ると、実は7,000円ぐらいやはり下がっているのです。そういうことを踏まえまして、昨年ここまで下げなくてもいいのではないかと。もう少し余裕を持って来年上げるということにならないようにしたほうがなおいいのではないかと議論も実はあったのです。しかしながら、3,400億円の効果をストレートに反映させて、下げられる分だけ下げよう。そうなのですけれども、なかなか1年間の医療費の伸び率というのは見えないがためにそういう手法をとらせていただいたということでございます。そこをぜひともお酌みいただきたい。

私たちが説明するときにも、少しわかりづらくなっているのですけれども、今のような議論を

経て、そしてぜひ、ぜひ皆様方にも大卒でご理解賜りたいのは、平成28年、29年あたりから見ると確実に下がっている。対前年は、そういった課題の中で3,000円ぐらい上がっているのですけれども、繰り返してございますけれども、29年度は11万1,660円、30年度は10万247円、31年度は10万3,763円、この数字をまさに事実として捉えていただいて、私たちもご理解をいただくためにそのような説明を申し上げ、ご納得いただきたいということでございます。来年度以降も、先ほど担当課長が申しましたように、3,400億円の交付金の投入がしっかりと続いて、そして医療費の伸びを減じることができたら、減じなくても横ばいであるならばこの水準でいけるであろうという、そういった国保財政の運営を行っているということでご理解賜りたいと思います。よろしく願いします。

○委員長（小野徳重君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 私が言っているのは基金の問題で、前年度は186万円しかないのに値上げをしないで9,200円下げて、しかも1億円も積みましたということが、それはそれで基金ですから、いいですけども、だったらことし値上げしなくてもいいのではないかという話をしているのであって、基金がなくても下げたのに、何で今回基金がいっぱいあるのに上げるのかという全く私みたいな単純な人間が質問するようなことなのですけども。

○委員長（小野徳重君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） そもそも論のところに関係してくると思うのですけれども、確かに考え方によって上げた、上げたというのが対前年の考え方、対比の中のみにおいて生じている。しかし、先ほど来申し上げているのは29年度との関係性の中で、本来基金はこれでもやはり備えておく、不慮の医療費増嵩その他に対して備えておくということからすると、この程度はやはりあったほうが望ましい。3,000円の値上げということにはなりますけれども、るる申し上げておりますように、最低限度の引き上げに何とかとどめながら、しかしやはり基金が枯渇しているような状況は決して安心できる状況ではございませんので、そしてそのあたりについて先ほど来話に出ております協議会等にもお諮りをし、説明をし、ご理解を賜って、私どもの考え方については、そういった考え方の道筋を経て策定に至ってお示しをしているということでございます。ご理解のほどよろしく願いします。

○委員長（小野徳重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で議第3号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第3号 平成31年度胎内市国民健康保険事業特別会計予算について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

議第3号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ただいまの委員長の宣告に対し異議がありますので、この採決は起立によって行います。

議第3号は原案のとおり可決すべきと決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（小野徳重君） 起立多数と認めます。

よって、議第3号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第3号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第4号 平成31年度胎内市後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

予算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で議第4号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第4号 平成31年度胎内市後期高齢者医療特別会計予算について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

議第4号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、議第4号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第4号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第5号 平成31年度胎内市介護保険事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般、一時借入金及び歳出予算の流用について質疑を行います。ご質疑願います。

渡辺委員。

○委員（渡辺秀敏君） まず初めに、要介護者の人数を細かくて申しわけないのですが、1から5まで。それと、施設介護サービスを利用している方の人数と、在宅介護サービスの利用されている人の人数で、在宅介護2つに分けて訪問型と通所型ありますけれども、ちょっと細かくて申しわけないのですが、それぞれの人数をまず教えていただきたいのですが、

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） お答えいたします。

要介護、要支援認定者数でございます。31年2月末の状況で介護度別に申し上げます。要支援1が171人、要支援2が277人、要介護1が327人、要介護2が305人、要介護3が255人、要介護4が306人、要介護5が172人ございまして、合計では1,813人でございます。参考までに29年度におきましては、1,776人ございました。次に、施設介護サービス費の受給を受けていらっしゃる方の人数でございます。これは、12月末現在となりますが、合計では367人ございまして、介護度で申し上げますと、要介護1の方が25人、要介護2が43人、要介護3が68人、要介護4が144人、要介護5が87人となっております。次に、在宅サービスを利用されている居宅介護サービスということでございますが、こちらのほうが合計で986人でございます。介護度別で申しますと、要支援1が98、要支援2が185、要介護1が227、要介護2が210人、要介護3が128人、要介護4が103人ございまして、こちらは29年度が954人ございました。次に、訪問型サービスと通所型サービスということでございますが、訪問型サービスのほうが居宅介護サービスのうち288人、これは1カ月当たりの利用人数になりますが、288人、通所が571人、これが直近のデータでございます。

以上でございます。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） そうしますと、要介護5の方172人の方は皆さん施設に入っているということになりますか。在宅サービスは4が103人で終わったので。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 失礼いたしました。要介護認定を受けられている方が177人と申しましたが、済みません、言い忘れがあったかもしれませんが、在宅で介護サービスを受けられている方が35人でございます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） 介護サービスというか、地域包括ケアシステムがございまして。地域包括ケアシステムの認知度というか、私らの昨年公明党のほうで介護アンケートというのを100万人訪問調査運動というのを行いましたところ、地域包括ケアシステムを知っているかということで、聞いたことがないとか、言葉は聞いているけれども、中身がわからないとか、地域包括ケアシステム、地域包括サービスとか、そういったものの認知度がいまいちわかりにくい。今回別な話ですけども、地域まるごと福祉相談でしたか、そういったものは市民の皆さんにわかりやすい窓口のお知らせになるかと思うのですけれども、この辺の認知とか、そういったものをどういったサービスをどこで受ければいいのかという方がいらっしゃるのですけれども、その辺どういように捉えていますでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） ただいま委員ご指摘のように、言葉が横文字だというところで、胎内市では平成29年度から地域包括ケアシステムを2025年度までに構築する目標を掲げ、さまざまな場面で地域で介護予防の出前講座等でもお話をさせていただき、また産文等での多くの方々が集まるような講演会の場でも周知に努めているところなのではございますが、まだまだ全ての市民に広く認知されている状況ではございません。平成31年度におきましても、できるだけ多くの方々にその内容というものをご理解いただけるよう、さまざまな形で取り組み、努めてまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願いたします。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺栄六君） あともう一つ、今介護人材の確保というのが課題になってきて、そういった人材不足というか、そういう部分で他の市町村等では外国人の人材も取り入れたりということで動き出していますけれども、当市でもそういった外国人の介護人材の視野も入れるような、そういうことも視野には入れていますでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 胎内市におきましても、介護施設における介護職員、看護職員、それから相談等行うような社会福祉士等の職員、いずれもなかなかすぐに見つからずに、実際胎内市においても、リハステーションが急にやめられて、かわりの人材が見つからないということで、現在休業しているような施設もございまして、基本的には人材確保の部分というのは各法人ごとに求人なりということで、直接市がかかっている状況にはございませんが、各施設からお話を聞いておりますと、特に看護師が見つからない、不足しているといったようで、困っているといったような状況もございまして、サービスの利用にも一部支障を来しているというような状況でございます。また、外国人の採用につきましては、市内の事業所においては、まだまだ積極的にというところまでは考えていらっしゃるというようなお話を聞いているところでございます。よろしくお願いたします。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 313ページです。委託料で訪問型サービスAの委託料が去年よりは増えておりますが、去年は35人でその前が25人と去年お聞きしていましたが、ことしは何人予定していらっしゃいますか。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 訪問型サービスAの委託料でございますが、これは平成30年度の利用数よりも31年度の予算においては約1.6倍を見込んでいるところでございまして、人数に直しますと57人といったような状況でございます。

○委員長（小野徳重君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 予算書と直接かかわらないのかもわかりませんが、去年の秋に市長のほうから、去年の春自己破産した施設の900万円の徴収不能があると。それは、その後全く動かないということで経過しているということではないのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） お答えいたします。

当然法的な手続を経て回収できるか否かということになりまして、何とか全額ではなくて少しでもというふうな働きかけをしっかりと行ったのですけれども、なかなかそれを裏づけを持って請求権が確定し、現実にお金を回収するというのが、結論からいうとほぼ不可能に近いという大変残念な状況でございます。ただ、あと残る部分として、法人以外の個人の自発的な返済等を行ってもらえるのかどうか。実は、私1度誠心誠意そこを考えていただけないのでしょうかというふうにお話をした経緯がございまして、そうした中でご本人がみずからの資産価値のあるものを売却なりして、それが本当に換価できて、それが返済というか、補填につながる部分があればそうしたいということはお話いただきました。それは、法的なものというよりも自発的な任意に基づくものでございまして、そのことがかなえばいいなというふうに期待は持っているのですけれども、可能性として少なくとも短い期間の中でそれがなされる見通しは低いというふうに認識をしております。事実そのまま申し上げました。よろしく願いいたします。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺秀敏君） たしか看護師が人数いないのに多目に申告しているという話でしたよね。それを本来であれば、例えば3人しかいないのに5人として申告するなんていうのは、こんなのは簡単にわかることで、決して申告の段階で過失はなかったというような説明していましたがけれども、過失がないどころか重過失、故意にも近いぐらいだと思うのです。であれば、倒産したから回収できないということでしたけれども……

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員、予算に関して質疑してください。

○委員（渡辺秀敏君） 予算とは関係ありません。では、終わりますでしょうか。

〔「せっかくだからやればいい。」〕と呼ぶ者あり。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺秀敏君） 結局倒産ということになれば、会社法の方からすると回収はできないのですけれども、結局そういうある意味詐欺みたいな形になりますと、会社法の問題ではなくて不法行為というか、損害賠償の問題になりますよね。そうすると、本人が持っている財産なんてみんな差し押さえることができるかと思うのですけれども、そういう方向での、下手すれば刑事事件にだって持っていけるような話だと思うのですけれども、そこまでやる必要はないと思いますけれども、それぐらいもうちょっと強行にできないのかななんて思いますけれども。

○委員長（小野徳重君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 心情的にはそれに近いものを持っているがゆえに、何とか個人でそういった誠意を示してほしいというふうに申し上げたということが事実経過でございます。法的な部分で云々ということになると、まずはやはりその実際の行為というのは個人ではなくて法人だということを外れて何かをなし得るということではなくて、渡辺委員の言われるように故意または重過失によって損害が発生したということになると、不法行為責任ということになって、それがすなわち賠償の義務が発生するというところでございます。

解釈相違に基づいたものなので、それを故意、まさに刑事上の罪である詐欺罪に問えるか否かというようなことになれば、問えるのであればもちろん問うということになりますけれども、そこまでの証拠、裏づけということにはなかなか至らないということがあって、加えて申し上げますのは、先ほども申し上げましたが、仮に問えるとしても、刑事罰云々ではなくて損害賠償で幾ばくかでも返してもらおうということが望ましいわけで、それが法的にダイレクトに個人のものに至るものではないがゆえに、先ほど申し上げました自発的に当然責任を感じていらっしゃるのであれば、可能な範囲でしっかりとその分は返していただくといったところで、資産等があれば売却をしてという話までさせていただいたというところでございます。

なかなか売却しても換価で得られる金額がほとんどないので、税金を差し引くと云々とか、少し残念ながら言いわけのような部分にも聞こえたのですけれども、それを受忍するというのではなくて、仮にそうであったとしても、お返しいただく部分はお返しいただくという、そういう自発的な意思をしっかりと持っていただきたいという、それは明確に市の意思として伝えたというところでございます。もちろんこれから先すぐにでないにしても弁済がなされる、それを弁済というかどうかはさておいて、それを賠償という形でお返しいただくということが可能であれば、何としてもそうしていただきたいと思う次第でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 今ほど市長が申し上げたとおりでございますが、その法人を管轄しているところが市ではなく、県ということもございまして、県のほうからの内容でございますけれども、その法人は3カ所のデイサービスセンターを運営しておりまして、それぞれ1人ずつ看護師の配置が必要だったということで、3つの施設で回りながら1人だけの看護師を配置したといったところで、通常そういう対応の場合は普通の保険給付額よりも減額された額で請求すべきところを、3人いたというような配置で請求がなされていたと。県と法人代表者のやりとりでは、それは不正ではなくて錯誤、解釈の誤解によるものだということで、県の取り扱いとしてはその時点では不正請求には当たらないというようなことでございました。そんなことから、営業を続けていたという経緯でございます。補足でございます。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 306ページです。1の3の施設介護サービス給付費ですが、本年度と前年度との比較で1億7,276万円も高くなっているわけです。それで、前年度入所していらっしゃる人数は何人だったか。先ほど367人とお聞きしましたがけれども、何人が増えることでこの金額が上がるのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 施設介護サービス給付費でございますが、この中にも特別養護老人ホームであったり、老健であったり、介護療養型医療施設といったところで、それぞれの施設によって人数が違いますけれども、特養で申し上げますと、人数で29年度が134人に対し、30年度は138人とプラス4人の増加、介護老人保健施設については、これは10月時点のものでございますけれども、207人に対して14人の増加、前年度よりも10人の増加、介護療養型医療施設については7人の増加といったところでございまして、これは給付費と前年と比較いたしますと、特養については一月当たり282万円の増加、介護老人保健施設においては一月当たり572万円の増加、介護療養型医療施設につきましては、一月当たり360万円の増加といったところで介護サービス費が伸びているといったような状況にございます。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） どうしても施設に入る方が多くなると、それこそ介護保険ももたなくなってきました。ですから、何とかあまり入らないようにできていけばいいのではないかと思いますのですけれども、どうしていったらいいのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 給付費を押し上げる要因としては、市内にそういった施設が整備されたというよりも、聖籠町で30床、新発田市内の法人のほうで20床、先に増床があったということで、それによって胎内市の方が入りやすくなったということで、一方で考えますと、待機を余儀なくされていた方がそれによって、まだまだ待機者が解消したわけではございませんけれども、安心して暮らせるようになったという方も一方ではいるのではないかと考えているところでございます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 315ページ、一般介護予防事業費の中で委託料でなくなっているのは、太極拳教室と、それと筋トレ教室、俺何でここに去年入っていたのかなと思って、今回なくなっているのだ。どこいったのかということと、何で予防費の中に太極拳と筋トレが今まで入っていたのか、その辺のお話をお願いします。

○委員長（小野徳重君） 須貝福祉介護課長。

○福祉介護課長（須貝正則君） 一般介護予防等のメニューの一つとして、平成17年から太極拳教室、当時私が担当して始めたものなのですがけれども、市内において太極拳で運動しようという、

なかなかそういった基盤が少ない状況の中で、効果も非常に認められるというようなことで、実際評価もやっています、維持向上率もそれなりにあったというところで、これまで継続をいたしました。これは、事業見直しとかではなくて、3年ほど前からそのやっている講師の先生であるとか、利用されている方々と話し合いをし、そして自主的な活動にというようなことに話がまとまったことから、31年度においては自主的な活動というようなことで、実際継続されるといったことから、予算には計上していないものでございます。また、筋力トレーニング教室も同様の予防効果があるというところで始めたわけですが、こちらは機械を使ったトレーニングを主としている教室なのでございますが、こちらにつきましては、ぶれすぼ胎内が完成し、そこにさまざまな運動機器があるといったところで、それぞれがそこで利用しようということで、これも以前から話し合いを重ねてきたわけですが、そういうことで計上したというところでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小野徳重君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で議第5号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第5号 平成31年度胎内市介護保険事業特別会計予算について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

議第5号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、議第5号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第5号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見ないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第6号 平成31年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般、債務負担行為及び地方債、一時借入金について質疑を行います。ご質疑願います。
渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） まず、はりきゅう、マッサージ、これの、わかっていたら29年度の利用者数、30年度の利用者数、それで31年度どれくらい見込んでいるのか、新年度、ちょっと教えてください。

○委員長（小野徳重君） 木村健康づくり課長。

○健康づくり課長（木村律子君） はりきゅう、マッサージの利用状況ですが、利用人数のほうでお答えいたします。28年度が779人、29年度が681人、30年度が711人を見込んでおります。

以上です。

〔「31年度」と呼ぶ者あり〕

○健康づくり課長（木村律子君） 31年度につきましては、一応700人を見込んで予算計上しております。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） そんなに変わらないということで。はりきゅう、マッサージそのものが運用形態というか、一応31年度から変わってくるということですよ。そこちょっと説明してもらえますか。

○委員長（小野徳重君） 木村健康づくり課長。

○健康づくり課長（木村律子君） お答えいたします。

30年度までは3人の施術師の方に賃金を支払うというような運営形態でしたが、31年度からは今までどおり3人の施術師の方で同じように運営していただくのですが、施術収入から必要経費を差し引いたような委託料で委託をしていく運営形態に変えていくような予算計上になっております。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 353ページ、今あなたが言ってくれたのだけれども、前年度賃金となっている、平成30年度だと182万円何がしかあったのが、今回委託料54万円になったと。その差というのは、結局百二十何万円、これが今言った差というのは、俺が言いたいのは、はりきゅう、マッサージの人の3人なら3人同じなら、その人の収入というのは変わらないのですか。

○委員長（小野徳重君） 木村健康づくり課長。

○健康づくり課長（木村律子君） 今までは、施術収入から必要経費を差し引くと赤字運営ということだったのですけれども、施術師の方と話し合いをした中で、必要経費を収入から差し引いて、今大体必要経費を差し引くと5割ぐらいの委託料には計上させてもらっていますが、それは以前と比べれば施術師の方の収入は減額になるわけですが、それを了解していただいてこの形で今回は予算計上させていただきました。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） そうしたら、このところに30年度は必要経費というのは入っていたの。歳出のここに。

○委員長（小野徳重君） 木村健康づくり課長。

○健康づくり課長（木村律子君） ここに上がっております需用費とか、役務費とか、必要経費ということですよ。

- 委員長（小野徳重君） 渡辺委員。
- 委員（渡辺 俊君） 30年度と比べるとほとんど上のやつ、消耗品費から火災保険料までほとんど同じような数字なのだよね、30年度も。
- 委員長（小野徳重君） 木村健康づくり課長。
- 健康づくり課長（木村律子君） 必要経費は、今までと同じように運営するので、ほぼ変わりなく、施術師の歳入の収入から必要経費を差し引いたような額の業務委託料を計上しております。
- 委員長（小野徳重君） 渡辺委員。
- 委員（渡辺 俊君） そこで、歳入見ると339ページになるのだけれども、鍼灸マッサージ使用料108万円になっているけれども、30年度は120万円の数字出しているのだ。利用者も変わらない、ほとんど。それで、今あなたが言ったようにその差額というのは12万円ぐらいしかないわけだ。それと歳出のほうで私は合わないのではないかと聞いているわけ。
- 委員長（小野徳重君） 木村健康づくり課長。
- 健康づくり課長（木村律子君） 一応見込みで計上している予算ですが、施術収入が700人ぐらいとして12カ月分として108万円、そこからそれに係ると思われる必要経費を差し引いて委託料がその大体5割ぐらいというふうに見込んでおりますが、概算ですので、施術収入が増えて、そして必要経費を差し引いた額で概算で精算するというのも考えております。収入を108万円と見込んでおりますので、それに沿った割合で委託料を考えております。
- 委員長（小野徳重君） 渡辺委員。
- 委員（渡辺 俊君） わかる。去年は120万円、今回は108万円だから、12万円の差ですと。歳出のほうは、今言ったように賃金が182万円だったのが委託料が54万円になった。ここで120万円の差があるのに収入のほうでないというのは、歳出のほうのこの差はどこへ行ってしまったのか。収入でもそれ違えば何となくわかるのだけれども、それだけの。
- 委員長（小野徳重君） 木村健康づくり課長。
- 健康づくり課長（木村律子君） 今30年度は賃金で計上していた分が、その分より委託料が少なくなっているということで、収入に見合った額の委託料にしているということですが。
- 委員長（小野徳重君） 渡辺委員。
- 委員（渡辺 俊君） 後でよく聞きます。それで、問題は、この際、要は利用者の方のご意見なのです。要するに極端な話、閉めるのではないかと。市で運営していたのがはりきゅう、マッサージの人たちである程度やりなさい、場所だけ貸しますよと、あなた方で運営しなさい、これだとマッサージ師さんたちはやめるのではないかという市民の方、今実際利用している方が不安がっているわけ。そのときに、従前の話だと、やはり市民の方がはりきゅうの先生に聞いたりした話は、事業見直しではないのだけれども、財政厳しいので、はりきゅうもちょっと補助金上げられないので云々と言ったら、その理由は何ですかと聞いたら、変な理由で、例えばクアハウスに

お金がいっぱいかかるので、こっちが削られるのだとか、そういう話がそういうレベルで、市長、一番下の利用者、市民のレベルでそういう話が物すごくなって来る。実際担当課でそういうところそんな説明するわけないし、どうなっているのだと市民の方は不安がるわけ。だから、何の説明もないではないと言われるわけ。我々聞いても、俺今聞いた範囲内だと俺も理解できないよね、この数字、はっきり言って、後で聞くけれども。そういう総論賛成、各論反対なんて市長言いますけれども、こういう一つ一つのところでそういうクレームが結構ついているので、もうちょっと例えば担当課からはりきゅう、マッサージの先生方に、こういうふうになってこうなるのだ、新年度はというのを丁寧に、利用者さんにもこういうふうの説明してくださいというようなフォローがあればいいのだけれども、あったと思うのだけれども、その辺もうちょっときめ細かに説明していただければありがたいのですけれども、いかがでしょう。

○委員長（小野徳重君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 率直に何がしかの誤解がいっぱいあって、もちろんクアハウス云々とかかわりなどは全くございません。それは、委員もご承知ですし、ご指摘のとおりでございます。その先の部分についてどうしていくのかというのは、簡単に利用者があるから、やめるということではなくて、むしろこの方々に、施術師の皆様方にお話しさせていただいた内容というのは、今現在市中に、市内に極めて多くのはりきゅう師の方々がいらっしやると、以前と比べると。胎内市だけではないですけれども。その方々が一応その施設の中で施術を行えるということになっていて、それがその他の施術師の皆様方とのバランス、公平性の中でどうなのかというようなことも含めてお話し合いをさせていただいて、あるべき形として、一方的に今の施術師の方々、何か随分昔に、旧黒川村の時代にここでやってくださいというふうに頼まれて来たというような経緯があったというふうにお伺いしております。そこら辺踏まえた中で、ご理解をいただきながら進めないと、かなり乱暴なやり方になってしまうので、担当としてはそのあたり、私も話を聞いておまして、丁寧にご理解いただいて、その趣旨をしっかりと納得いただけるようにと、足りない部分があるとしたならばこれからということになりますが、さらに丁寧に説明を尽くしていくということにさせてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（小野徳重君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） へき地医療に対して、県や国はどのようなまなざしを持っているのかということが伺いたいので、なぜかといいますと、335ページを見ますと、県支出金が昨年よりも201万2,000円上がるという予算立てになっておりますけれども、これはどういう理由からなのか。

○委員長（小野徳重君） 木村健康づくり課長。

○健康づくり課長（木村律子君） へき地医療の運営費県補助金ですが、この補助金は診療収入で運営の歳出が賅えない場合に3分の2補助という補助率で対象になるような補助金でありまし

て、29年度から補助金を活用しております。29年度は、当初予算を上げたときは、人数が週1回になって患者数がもう少し減少するという見込みがまだ不十分でしたので、実際やったところ患者さんも思ったより多く診療収入もありましたので、このような必要経費がかかりましたので、増額になっております。

○委員長（小野徳重君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 確認なのですが、収入よりも支出がどうしてもかさんで、赤字が膨らめば膨らむほど県から支出されてくる金は増えるという仕組みになっているのですか。

○委員長（小野徳重君） 木村健康づくり課長。

○健康づくり課長（木村律子君） 必要経費と基準額がありまして、対象経費の実支出額と基準額を比べて少ないほうを選んで、そのところから収入を引いた額の3分の2というような補助金になっていますので、このような額になりました。

○委員長（小野徳重君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 赤字になっても大丈夫というふうな、そこまで手厚い支出では決していないのです。今ほど申しあげましたような基準があつてのこととございますけれども、しかし、この県支出金の制度設計としては、基準を踏まえつつ予定よりも収入が満たないような場合について一定額のみ支出がなされると。ですから、逆にいうと、本年度予算でそういうふうになっているのは、委員ご指摘とおおり、手厚く県から支出しないと赤字補填はなかなか実効性を上げにくいという内容でございます。

○委員長（小野徳重君） 坂上委員。

○委員（坂上隆夫君） 先ほど週1日になったと言いましたが、31年度の利用した人、また1日平均何人ぐらい利用したか教えていただきたいと思います。

〔「30年度」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） 木村健康づくり課長。

○健康づくり課長（木村律子君） 本年度の実績でよろしいでしょうか。30年度の。見込みでよろしいですか、1月までの。1月までの実績としては640人の利用で、1日平均15.2人というような実績になっております。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 羽田野委員。

○委員（羽田野孝子君） 351ページの備品購入費で医療用器具を上げていますけれども、何が備えられるのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 木村健康づくり課長。

○健康づくり課長（木村律子君） 黒川診療所の歯科のほうの診療ユニットを設置する予定になっております。

○委員長（小野徳重君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で議第6号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第6号 平成31年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計予算について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

議第6号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、議第6号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第6号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第7号 平成31年度胎内市農業集落排水事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般、地方債及び一時借入金について質疑を行います。ご質疑願います。

渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 31年10月から消費税上がる予定ですよね。これは、農集排の使用料に反映されていますか。

○委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 31年度予算においては、半年分を10%で見込んで計上してございます。よろしく申し上げます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） そうすると、370ページ、使用料が今年度と次年度で240万円ですよね、比較。それで、387ページの27節の公課費で消費税及び地方消費税800万円、これ前年度も80万になっているのだけれども、こっちが変わらないのに使用料のほう変わっているのだけれども、本当に反映されているのか。

○委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 歳入のほうの予算につきましては、10%は見込んでございません。8%のままの使用料見込みで1年間計上してございまして、歳出のほうの387ページの公課費のところ計上しております消費税及び地方消費税につきましては、31年度の決算見込みをいろいろ考えまして、それで計上してございまして、昨年と同額ということで見込んでございます。

○委員長（小野徳重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で議第7号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第7号 平成31年度胎内市農業集落排水事業特別会計予算について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

議第7号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、議第7号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第7号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見ないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第8号 平成31年度胎内市簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般、地方債及び一時借入金について質疑を行います。質疑願います。

渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 同じような感じでいくのですけれども、421ページ、消費税及び地方消費税で、27節の。これは、平成30年度の数字だと500万円、31年度700万円、200万円の差、そして407ページですか、歳入のほう、使用料、簡水の使用料133万円の差、このあたりの説明をお願いします。

○委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） まず、歳入のほうでございませけれども、農業集落排水に比べて簡水のほうは使用料のほう伸ばしているわけでございますけれども、この辺につきましては、利用者件数の若干の伸びがございまして、収入のほう見込んでございます。それで、消費税の関係で昨年度500万円、今年度200万円増えて700万円の支出見込みということでございませけれども、消費税のほうがちよっと半年ぐらいつれて実際の収入及び支出に計上されていますが、受け取り消費税と実際に支払う消費税の差額を消費税として国のほうに納めるわけですが、その計算の時点での差が若干ございまして、それらも含めまして30年度の見込みをいろいろ考慮いたしまして、平成31年度の簡水事業の消費税につきましては、200万円上乗せしまして700万円という見込みを立てております。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 別に益税というわけではないと。もらった消費税は翌年度支払いするのだから、その間ちよっと預かっておくと、市で、そういうことですね。違いますか。

○委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。

- 上下水道課長（榎本武司君） 委員のおっしゃるとおりでございまして、市のほうで消費税分をもうけるということではございませんので、全て精算いたしまして、国のほうに納めなければならぬのは納めるということで、必要に応じては31年度の場合によっては消費税分につきましては、精算によっては補正もあり得るということでございますので、よろしく願いいたします。
- 委員長（小野徳重君） 天木委員。
- 委員（天木義人君） 今ちょっとあれですけども、今年度分を翌年度に消費税払っても、その負担の税というのは今年度の負担分になるので、翌年度の予算には計上できないわけですけども、その辺はどう思いますか。
- 委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。
- 上下水道課長（榎本武司君） 消費税の計算におきましては、30年度での消費税の過不足分につきましては、31年度の消費税として支払うようなシステムになっておりますので、よろしく願いいたします。
- 委員長（小野徳重君） 天木委員。
- 委員（天木義人君） 30年度に売り上げた分の消費税は、5月に払っても、それは30年度分として処理されるのが普通の会計だと思いますけれども、それを31年度分会計に入れるのはちょっとおかしいのではないですかということなのです。
- 委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。
- 上下水道課長（榎本武司君） 消費税の申告上、そのような支払いのシステムになっておりまして、半年おくれで来るという状況でございまして、予算としては30年度の収入に対する消費税ということになるかとは思いますが、支払いに関しましては、精算につきましては、31年度で予算となりますので、よろしく願いいたします。
- 委員長（小野徳重君） 渡辺委員。
- 委員（渡辺 俊君） では、中間納付ってあるではないですか。市もそういうふうに中間納付をしているわけですか。
- 委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。
- 上下水道課長（榎本武司君） 年2回ということで中間納付を途中でしてございます。
- 以上です。
- 委員長（小野徳重君） 渡辺委員。
- 委員（渡辺 俊君） そうすると、来年の31年の10月だか11月に中間納付をするわけだ。それというのは結局平成30年度分なわけだ。事業年度が30年3月31日だから。その中間納付するのが31年の秋なわけだ、きっと。そこで、その時点で修正しないのか、見込みで払うわけだ、税務署から来るわけだ。そこで見込みの修正しないで、そのまま消費税アップした分もらっていくわけ。
- 委員長（小野徳重君） 榎本上下水道課長。

○上下水道課長（榎本武司君） 秋口に見込みで支払うのですけれども、30年度においてはきっちり精算した額を加味しまして、31年度の消費税はこれこれ、これくらいになりますということで秋口に見込みで納付をするという形になりますし、それにおいて予算上必要であれば補正をするということで考えております。

○委員長（小野徳重君） 天木委員。

○委員（天木義人君） これ法的なものでありますので、会計のほうでよく調べて後で報告願いたいと思います。

○委員長（小野徳重君） 河村会計管理者。

○会計管理者（河村京子君） こちらのほうで調べて後ほど報告させていただきます。よろしくお願ひします。

○委員長（小野徳重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で議第8号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第8号 平成31年度胎内市簡易水道事業特別会計予算について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

議第8号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、議第8号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第8号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、議第9号 平成31年度胎内市地域産業振興事業特別会計予算について質疑を行います。予算全般及び一時借入金について質疑を行います。ご質疑願ひます。

天木委員。

○委員（天木義人君） 地域活性化センターですけれども、需用費に売店材料費とありますけれども、売店材料費はどのようなものでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 売店材料費でございますが、市役所で1階で販売している、あれは一旦活性化センターで仕入れをいたしまして、それを販売しているというものでございますし、あと贈答用のセットも仕入れをして販売しておりますし、あとそのほかベニハルカペーストにつ

いても以前商工会でほうで取り扱いしておりましたが、商工会のほうはやめたということで市のほうで取り扱いをさせていただいてございます。その経費でございます。

○委員長（小野徳重君） 天木委員。

○委員（天木義人君） 活性化センターでハムというか、つくっていると思うのですけれども、その材料費はどこに書かれているのでしょうか。

○委員長（小野徳重君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） ハム製品につきましては、一般会計のほうで特産品の推奨を委託をしております、その中で製造しているものを活性化センターで買っているというような状況でございます。

○委員長（小野徳重君） 天木委員。

○委員（天木義人君） ハムつくっている材料というのはどこ産で、どのような材料を使っているのですか。

○委員長（小野徳重君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） ハム製品につきましては、現在黒豚ハムが以前あったのですけれども、黒豚生産のほうにつきましては、関川村で生産をしておりました。これについては、一応生産は12月で終了しております。肉の在庫はありましたので、今現在多少なりとも黒豚製品は残っているという状況でございます。そちらは、なくなり次第終了と。

以上です。

○委員長（小野徳重君） 天木委員。

○委員（天木義人君） そうすると、胎内産の黒豚というか、胎内から行った黒豚はなくなって、今度来るのは胎内産ではないということなので、そうすると胎内産の特産品ということになるとなかなかないのではないかと思いますので、その辺これから胎内産の特産品ということで、売のだったら胎内産品を使って生産するのが筋だと思っております。その辺これから特産品、なかなか赤字で大変だろうと思うので、そこでまた考える必要があるのではないかと思いますけれども、その辺市長どう思いますか。

○委員長（小野徳重君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） おっしゃるとおり検討課題だと思います。これが後ほど黒豚が終了したと。その段階で、黒豚ではない、胎内市の中にも畜産事業者がいて、そこから供給していただくから、いいのではないかとこの考え方もありましようし、しかしそもそもは黒豚をメインにやってきたということで、地域の特性を生かしてきたのだと。だから、他地域と違うのだということ、そういう差別化を図ってきたがゆえに地域特産だというふうに言ってきた。そこら辺を総合的に考えた場合に、来年度はそういうふうにまだ方向転換しておりませんが、近いうちにはより望ましい方向に持っていかなければいけないだろうと、かように認識しております。よろしく申し上げます。

○委員長（小野徳重君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 今ほど市長のほうから望ましい方向でというお話がございました。市としても市内産の豚がないということで、市内産の豚をぜひ使って特産にしてくれということで要望のほうは出してございます。

○委員長（小野徳重君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 胎内ジャージーアイスクリームもなくなるのでしたっけ。今在庫があまりなくてという話も聞いているのですけれども、そこどうなるのでしたっけ。

○委員長（小野徳重君） 榎本農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） こちらにつきましても、今現在ですが、ジャージー乳製品につきまして特産品推奨でやってきたわけですが、今現在ほかの事業者がやりたいということで手を挙げていただいておりますので、引き続き特産に活用できるように調整を進めてまいりたいと思います。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺秀敏君） 440ページで2点ですけれども、ミネラルハウスのところの収入が今年度と来年度1億1,000万円ということで同じになっていますけれども、今工場をつくっていますけれども、今年度中にできると思うのですけれども、それによる増産というか、そういうのであると思うのですけれども、金額変わっていないのはなぜかということと、ワインのところ723万円マイナスになっていますけれども、ワインのほうは増産を目指して取り組んでいるというふうなことになっていると思うのですけれども、減っているということはなぜなのか。

○委員長（小野徳重君） 高橋副市長。

○副市長（高橋 晃君） 最初に、ミネラルのほうの予算が同じだということでございますが、委員おっしゃるとおり今新工場建設中ということで、4月には新しい工場ができるという予定になっております。こちらのほうの予算に載っているもの自体は、旧工場のものということで委託をするということなのですけれども、ただ新しい工場ができたことによって、効率的に新しいほうでは主に普通の水、ミネラルウォーターのみの生産になりますし、それをそっちに持っていくことによって既存工場のほうも恐らくお茶とか、あちらの関係の製造がかなりふえてくる可能性はあります。そのあたりの見込みが立った時点でこの予算については増額する必要があるというふうにご理解いただきたいと思います。

それと、ワインのほうなのですが、こちらのほうにつきましては、生産量が残念ながら当初あったブドウの木がどうしても何%か、毎年、毎年何らかの理由で鳥獣害もございますし、病気の関係もあって何本か少なくなってくるというようなことで、生産量そのものが若干やはり減ってくるというようなことで収入が減っているということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（小野徳重君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） なぜ増産するのかといった部分、そこを補足いたしますと、今副市長申し

上げたのは、かつてあったものが少し減ってきている。それであるがゆえに苗木を買って増やして行って、何年か後にはそれがワインに生まれ変わっていくのだということで、そのいわば過渡期のようなところがあるという部分でご理解賜りたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（小野徳重君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 今のお話ですけれども、市長が一般質問で一定の苗木の確保ができたというふうにおっしゃっていましたが、どの程度確保されて、それが面積的にはどのくらいになるのか。

○委員長（小野徳重君） 農林水産課長。

○農林水産課長（榎本富夫君） 今現在来春に植える苗木なのですけれども、2,000本を確保しております。

〔「ことしではないんだ」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（榎本富夫君） ことしではなくて来春に植えるということで2,000本ほど確保しております。約10アールで500本ぐらいでございますので、20アール程度の面積になるかと思っております。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） 市長さんの夢で山全体、蔵王山全体をブドウの木ばあっとやって、そして山の上にレストランつくって、市長さんの夢のまた夢でそういう構想、前市長もそうでしたけれども、恐らく市長さんもそういう構想があると思うのです。それはそれでいいのですけれども、そうするとワイナリーが今度ちょっと手狭になってくると思うのです。そうすると、そのワイナリーのところをこれからちょっと考えてもらいたいというか、そういうところにクラウドファンディング、それから企業版ふるさと納税突っ込んでいってもらえれば、あのワイナリーを何とか、あそこでお客様が試飲できるような形になっていければ大変ありがたいのですが、そういう構想は市長、いかがですか。それと、もう一つ、ハーフボトルとか、あるいはノンアルコールワイン、こういった検討は現状どうなのでしょう。

○委員長（小野徳重君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） ハーフボトル云々はバリエーションということで、もちろん否定されるべきものではないと思っていますし、前段の部分、一番大切な大きな部分ですけれども、渡辺委員言われること、まさに私もそう願っている次第でございます。確かに苗木が世界的に需要に対して供給が足りていないといったところがございますけれども、必ずそれを増やして行って、山全体に植えるということが一番いいのかどうなのか。植える適地はありますけれども、何としても何倍にも増やして行って、ご指摘のワイナリーについても、ワイナリーはできたけれども、ブドウが育っていないということになるとこれはミスマッチですけれども、増やしていく。そして、今のワイナリーの稼働率が七、八割だということからすると、どんどん増やしていけば当然足りなくなってくる。それで、ではこれだけ評判のいいワインですから、ブドウを増やしていくこ

とについても、ワインを増やしていくことについても、ワイナリーを増産していくことについても、クラウドファンディングで賛同して出資してくださる方は必ずいるというふうに期待感を持っている次第でございます。これからスケジュールを組んで、どんなふうに栽培面積を増やし、そしてワイナリーを大きくしてワインの増産をし、そして全国的に大きく発信していけるようにと考えております。よろしく申し上げます。

○委員長（小野徳重君） 高橋副市長。

○副市長（高橋 晃君） ハーフボトルとノンアルコールというようなご提案いただきましたが、本来ワインというのはフルボトルが基本というふうに私自身は考えておまして、ハーフというところとよく結婚式のお使い物だとかで使う例はあるのですけれども、本来の意味でのワインというのを考えたときには、フルボトルのほうが私はいいのではないかと思います。そのあたりはもちろん買う方のニーズを確認しながら、そういうものがあつたほうがいいのであれば、やはりその製造に乗り出していくというようなことが必要なことだと思います。それと、ノンアルコールのほうであります。こちらブドウを使って、いわゆるブドウジュース的なものになるのでしょうか、そういうものがどうしても市場にあるのだということがわかれば、将来的にどんどん加工用ブドウを増産した時点でそういうことも考えられるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（小野徳重君） 渡辺委員。

○委員（渡辺 俊君） かなり副市長の主観が入っているのだけれども、あなた酒好きだからいいのだけれども、市長、越の胎内は女性に人気ありますよね。飲める女性はあれ飲みに来るけれども、飲めない女性も来る。そうした場合にノンアルコールありますよというのがすごいインパクトがあるのだ。例えばクラウドファンディングもそうなのだけれども、企業版ふるさと納税も市内にある大手企業、東京に本社ありますけれども、ああいうところの大手企業のOLさんを無料で招待して、ロイヤル泊めて、そしてワイン飲ませて。それで、帰ってもらって上司、役員に宣伝してもらえれば、またお金が入ってくるのではないかと、融通してもらえるのではないかと思うのです。そんな感じでノンアルコール。市長はノンアルコール嫌かもしれないけれども、需要はあると思うのです、市長。

○委員長（小野徳重君） 井畑市長。

○市長（井畑明彦君） 前向きに、大事なバリエーションとして捉えさせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○委員長（小野徳重君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で議第9号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第9号 平成31年度胎内市地域産業振興事業特別会計予算について直ちに採

決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

議第9号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、議第9号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第9号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

お諮りします。昼食のため休憩したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、休憩します。

午後 零時13分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○委員長（小野徳重君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

初めに、会計管理者から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

会計管理者。

○会計管理者（河村京子君） 先ほどの消費税の支払いの年度なのですが、こちらのほうは平成31年度の消費税となりますと、31年の4月から32年の3月までの消費税ということで、平成32年の8月から9月までに申告用紙が来て9月末までに支払わなければいけないということになっておりますので、地方自治法の施行令143条に経費の支払い行為をした日の属する年度ということになっておりますので、32年度予算ということで正しいかと思えます。

以上です。よろしくをお願いします。

○委員長（小野徳重君） それでは、議第10号 平成31年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計予算について質疑を行います。

予算全般について質疑を行います。ご質疑願います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご質疑ないので、以上で議第10号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議第10号 平成31年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計予算について直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議ないので、これより採決します。

議第10号は原案のとおり可決すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご異議なしと認めます。

よって、議第10号は原案のとおり可決すべきと決定しました。

これより附帯決議として議第10号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小野徳重君） ご意見がないので、以上で意見の聴取は終了いたします。

これで本日の委員会の日程は終了いたしました。

次の委員会は、明日午前10時より議第11号から議第13号までの審査を行います。

なお、採決及び委員会として付すべき意見の聴取も議案ごとに行います。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時02分 散 会